

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月7日
【会社名】	株式会社フジコー
【英訳名】	FUJIKOH COMPANY., LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 直人
【本店の所在の場所】	東京都台東区駒形二丁目7番5号
【電話番号】	03(3841)5431
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 清水 周二
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区駒形二丁目7番5号
【電話番号】	03(3841)5431
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 清水 周二
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 374,874,000円 オーバーアロットメントによる売出し 40,440,000円
	(注)1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成26年3月7日(金)開催の取締役会決議によります。

2 本募集(以下「一般募集」という。)にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である東海東京証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	600,000株	374,874,000	187,437,000
計(総発行株式)	600,000株	374,874,000	187,437,000

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成26年3月20日(木) 至 平成26年3月24日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年3月27日(木) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujikoh-net.co.jp/irtop/irkoukoku>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年3月14日(金)から平成26年3月19日(水)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年3月17日(月)から平成26年3月19日(水)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年3月17日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年3月18日(火) 至 平成26年3月19日(水)」、払込期日は「平成26年3月25日(火)」

発行価格等決定日が平成26年3月18日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年3月19日(水) 至 平成26年3月20日(木)」、払込期日は「平成26年3月26日(水)」

発行価格等決定日が平成26年3月19日(水)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年3月17日(月)の場合、受渡期日は「平成26年3月26日(水)」

発行価格等決定日が平成26年3月18日(火)の場合、受渡期日は「平成26年3月27日(木)」

発行価格等決定日が平成26年3月19日(水)の場合、受渡期日は「平成26年3月28日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 浅草支店	東京都台東区雷門二丁目17番12号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

### 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	600,000株	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 買取引受けによります。</li> <li>2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。</li> <li>3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。</li> </ol>
計	-	600,000株	-

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
374,874,000	7,401,000	367,473,000

- (注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額367,473,000円については、平成26年4月から平成26年12月までに、森林資源を活用したバイオマス発電事業に着手するために平成26年1月に設立した当社子会社株式会社一戸フォレストパワー及び当社孫会社株式会社一戸森林資源への投融資資金に全額充当する予定であります。

当社は、建設系・食品系リサイクル事業を中核事業とし、リサイクル処理の過程で発生する生物資源(バイオマス)を原料とした発電で、主に自社で使用する電力を削減するとともに余剰電力を売電してきましたが、さらなる事業拡大と温室効果ガスの削減及び循環型経済社会の構築といった社会的ニーズに対応するため自然エネルギー電力の供給拡大を目指しております。なかでも最も出力の安定したバイオマス発電が有望であると考えており、新規事業として森林資源を活用したバイオマス発電による電力の小売事業への参入を企図し、森林資源の豊富な隣接県を有する岩手県二戸郡一戸町に発電会社としての子会社株式会社一戸フォレストパワーとバイオマス燃料製造会社としての孫会社株式会社一戸森林資源を設立しました。両社は、岩手県及び秋田県北部、青森県南部の森林木材を燃料として、自然エネルギー電力の発電を行い、地元の小中学校、役場等の公共施設、事業会社へ電力供給を行う計画であります。本発電事業は、地域で発生する木材を燃料として、地元で発電を行い、地元で電力の供給を行う地産地消型の先駆的なモデルと考えております。

当社からの投融資資金は、上記子会社及び孫会社のバイオマス発電機械装置や木材処理装置設置に係る契約着工金や出来高金等の一部に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

株式会社一戸フォレストパワー及び株式会社一戸森林資源の概要は以下のとおりであります。

## 1 株式会社一戸フォレストパワーの概要

商号	株式会社一戸フォレストパワー
代表者	小林 直人(当社代表取締役社長)
取締役	久保 好孝(株式会社エナリス取締役会長)
所在地	岩手県二戸郡一戸町岩館字田中65番地1
主な事業内容	バイオマス発電事業及び付帯事業
資本金	7,000万円
発行済株式数	普通株400株、優先株2,000株
株主構成(普通株)	当社65% 株式会社エナリス35%
当社との関係	資本関係：当社の65%出資により設立 人的関係：当社代表取締役社長が代表取締役を兼務 取引関係：当社との間には、記載すべき取引はありません

## 2 株式会社一戸森林資源の概要

商号	株式会社一戸森林資源
代表者	小林 直人(当社代表取締役社長)
所在地	岩手県二戸郡一戸町岩館字田中65番地1
主な事業内容	バイオマス燃料の製造販売及び付帯事業
資本金	6,000万円
発行済株式数	1,200株
株主構成	株式会社一戸フォレストパワー100%
当社との関係	資本関係：当社子会社の100%出資により設立 人的関係：当社代表取締役社長が代表取締役を兼務 取引関係：当社との間には、記載すべき取引はありません

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	60,000株	40,440,000	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である東海東京証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujikoh-net.co.jp/irtop/irkoukoku>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年2月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成26年3月20日(木) 至 平成26年3月24日(月) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	東海東京証券 株式会社の本 店及び全国各 支店	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成26年3月28日(金)(\*)であります。

\*ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、60,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、東海東京証券株式会社は、一般募集の対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成26年4月18日(金)を行使期限として、上記株主から付与されます。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年4月18日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、東海東京証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、東海東京証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

(注)シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年3月17日(月)の場合、「平成26年3月20日(木)から平成26年4月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月18日(火)の場合、「平成26年3月21日(金)から平成26年4月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月19日(水)の場合、「平成26年3月25日(火)から平成26年4月18日(金)までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である、小林直人、小林美子及び上竹智久は東海東京証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。



## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

### 1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り(\*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
  - \*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年3月8日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年3月17日から平成26年3月19日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
  - \*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
    - ・先物取引
    - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
    - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
  - \*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fujikoh-net.co.jp/irtop/irkoukoku>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

### 1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年3月7日から平成26年2月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 当社は平成23年5月31日を基準日とし、平成23年6月1日を効力発生日として、普通株式1株を20株に分割しておりますので、株式分割の権利落ち前の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を20で除した数値を株価としております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
  - ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純利益}}$$

平成23年3月7日から平成23年6月30日については、平成22年6月期有価証券報告書の平成22年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を20で除した数値を使用。

平成23年7月1日から平成24年6月30日については、平成23年6月期有価証券報告書の平成23年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年7月1日から平成25年6月30日については、平成24年6月期有価証券報告書の平成24年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年7月1日から平成26年2月28日については、平成25年6月期有価証券報告書の平成25年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

4 株式売買高については、株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に20を乗じた数値を株式売買高としております。

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年9月7日から平成26年2月28日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
小林 直人	平成26年2月26日	平成26年2月27日	変更報告書 (注)1	388,800	12.13
小林 美子				348,000	10.90
上竹 智久	平成26年2月26日	平成26年2月27日	変更報告書 (注)2	220,800	6.89
上竹 智子				100,000	3.13
上竹 智久		平成26年2月28日	訂正報告書 (注)2、3		
上竹 智子					

- (注)1 小林直人及び小林美子は共同保有者とされております。  
 2 上竹智久及び上竹智子は共同保有者とされております。  
 3 当該訂正報告書は、平成26年2月27日付で提出(報告義務発生日 平成26年2月26日)された変更報告書の記載内容の訂正のために提出されたものであります。  
 4 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第40期事業年度)及び四半期報告書(第41期 第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年3月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年3月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第40期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日(平成26年3月7日)現在(ただし、既支払額については平成26年2月28日現在)以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
㈱一戸フォレスト パワー	岩手県 二戸郡一戸町	木質バイオマス発電 施設	2,200	-	当社並びに共同出資会社 からの投融資資金及び借 入金	平成26年 6月	平成27年 12月	発電能力 6,250kW/時間
㈱一戸森林資源	岩手県 二戸郡一戸町	森林資源燃料化施設	800	-	当社からの投融資資金及 び借入金	平成26年 6月	平成27年 12月	木質破砕能力 269t/日

(注) 当社からの投融資資金の一部については、今回の調達資金より投融資を行います。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第40期事業年度)の提出日(平成25年9月25日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年3月7日)までの間において、平成25年9月27日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

#### 1 提出理由

当社は、平成25年9月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年9月25日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金7円 総額22,270,654円

ロ 効力発生日

平成25年9月26日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

小林直人氏、上竹智久氏、山本伴次氏及び野崎友義氏を取締役に選任するものであります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

今村行夫氏を監査役に選任するものであります。

## 第4号議案 退任取締役に対する創業者功労金贈呈の件

平成24年12月21日をもって取締役を辞任した桑原光雄氏に対して、創業者功労金10百万円を贈呈するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	18,641	64		(注)1	可決 99.7
第2号議案 取締役4名選任の件					
小林 直人	18,635	70		(注)2	可決 99.6
上竹 智久	18,635	70			可決 99.6
山本 伴次	18,635	70			可決 99.6
野崎 友義	18,653	52			可決 99.7
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
今村 行夫	18,651	54			可決 99.7
第4号議案 退任取締役に対する創 業者功労金贈呈の件	18,630	75		(注)2	可決 99.6

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

#### 4 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第40期事業年度)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5)発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書(第40期事業年度)の提出日(平成25年9月25日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年3月7日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年9月26日～ 平成26年2月28日 (注)	10,300	3,191,900	2,641	297,233	2,641	417,713

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日	平成25年9月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第41期第2四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月7日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年9月24日

株式会社フジコー  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 戸 谷 英 之 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジコーの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジコーの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年9月24日開催の取締役会において、金融債務の返済期間延長契約を解消し、民間金融機関9行の借入金を一括返済するため、第7回無担保社債(株式会社三井住友銀行保証付及び適格機関投資家限定)を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジコーの平成25年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、株式会社フジコーが平成25年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月6日

株式会社フジコー

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 算 悦 生 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 戸 谷 英 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジコーの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第41期事業年度の第2四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年7月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジコーの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。